

大阪地方最低賃金審議会総会

第349回本審議会議事録

1 日 時

令和4年8月4日（木）14時25分～14時40分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

3 出席者

(公益代表委員)

飯島委員、衣笠委員、服部委員、村上委員、森委員

(労働者代表委員)

狼谷委員、上山委員、黒田委員、清水委員、鈴木委員、松井委員

(使用者代表委員)

青木委員、柴田委員、中野委員、平岡委員、古谷委員、丸山委員

(事務局)

木原労働局長、樋口労働基準部長、的場賃金課長、中辻主任賃金指導官、武田賃金指導官、
中島賃金指導官、杵之尾最低賃金係長

4 審議事項

(1) 大阪府最低賃金の改正決定に関する専門部会の審議結果報告等について

(2) 大阪府最低賃金の改正決定について

(3) その他

(開会 14時25分)

中辻主任賃金指導官

大変長らくお待たせしました。

ただいまから、大阪地方最低賃金審議会第349回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員5名、労働者を代表する委員6名、使用者を代表する委員6名、計17名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、公益を代表する立見委員は、本日、所用のため御欠席となっております。

それでは、会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

服部会長

それでは、本日もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事(1)大阪府最低賃金の改正決定に関する専門部会の審議結果報告等について、に入ります。

まず、専門部会の審議期間中に中央最低賃金審議会の目安が発表されましたので、事務局から御説明をお願いいたします。

的場賃金課長

それでは、令和4年度地域別最低賃金改定の目安について御報告させていただきます。

令和4年8月1日、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会において、令和4年度の各都道府県の引上げ額の目安については、A、Bランクは31円、C、Dランクは30円とする結果で取りまとめられました。大阪はAランクとなります。

今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は31円となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降、最高額となっております。

以上です。

服部会長

ありがとうございます。

それでは、専門部会の審議結果について事務局から御説明をお願いいたします。

的場賃金課長

お手元にお配りさせていただきます報告書を読み上げさせていただきます。

令和4年8月4日、大阪地方最低賃金審議会会長、服部良子殿

大阪地方最低賃金審議会大阪府最低賃金専門部会会長、衣笠葉子

大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月6日、大阪地方最低賃金審議会において付託された大阪府最低賃金の改正決定について、公労使代表委員が「労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」と

いう三要素を踏まえて審議を行った。大阪の状況を概観するとともに、「新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）に配意し、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を参酌し、各種資料、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、事業場実地視察（オンライン）等の結果を参考に、同部会において、消費者物価、企業物価の上昇の影響、最低賃金の地域間格差の是正、女性及び有期雇用・短時間労働者等の処遇改善等を十分に考慮し、慎重に審議を重ねたが、労使の意見の一致に至らず、公益見解への一任による全会一致をもって、下記のとおりとする結論に達したのでここに答申したことを報告する。

なお、今回の答申に当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に、賃上げしやすい環境整備の必要性が、労使共通の認識であり、大阪府最低賃金の改正が長引くコロナ禍や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境、とりわけ中小企業・小規模事業者の賃金支払能力に与える影響を踏まえ、関係省庁が連携して、生産性向上に向けた設備投資の更なる支援や取引条件の改善等以下の支援策の早急な実施を政府に強く求める。

①賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめとする施策について更なる特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことはもとより、直接的な新たな支援策の実施、周知広報及び給付体制を構築すること、②下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備を行うこと、また、大阪府最低賃金審議会の運営について、適切な運営と審議のためリモート会議への対応等の一層の環境整備に努めることを求める。

大阪労働局に対しては、以下のことを要望する。

①大阪府最低賃金の的確な周知広報、履行確保を行うこと、②中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効力発効日を踏まえ、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること、③行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請すること、④下請取引の適正化については、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと、⑤以上の取組状況については、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において随時報告すること。

記。

大阪府最低賃金

- 1、適用する地域、大阪府の区域内
- 2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者
- 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,023円
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6、効力発生の日、令和4年10月1日

以上です。

服部会長

ありがとうございました。

ただいま専門部会報告書を読み上げていただき、意見の御説明という形になりました。これにつきまして、何かございませんでしょうか。

労働者を代表する委員、よろしいですか。

(な し)

服部会長

使用者を代表する委員、よろしいですか。

(な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、議事(2)大阪府最低賃金の改正決定について、に入ります。

先ほどの報告のとおり、本年度の大阪府最低賃金の改正決定につきましては、専門部会において全会一致の結論が得られましたので、最低賃金専門部会の決議に関する了解事項に基づきまして、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書のとおり専門部会の決議となりますので、既に当審議会として答申しているところでございますが、再度局長へ直接答申をいたしたいと存じます。

中辻主任賃金指導官

それでは、会長、局長、指定の場所へ移動願います。

ただいまから撮影を許可しますので、取材の方々は近くへお越しく下さい。

(会長から答申文を局長に手交する。)

中辻主任賃金指導官

それでは、これで撮影を終了させていただきます。

会長、局長、席へお戻りください。

木原労働局長

ただいま、大阪府最低賃金につきまして御答申を賜りました。ありがとうございます。

公労使の委員の皆様におかれましては、7月6日に諮問を申し上げて以来、改正審議に御尽力いただき、真摯に議論を行っていただき、そして本日答申を賜り、厚く御礼申し上げます。

当局といたしましては、今後、本答申を踏まえ、異議申出に係る公示等所定の手続を進めてまいり

ます。

そして、最低賃金の周知徹底と履行確保につきましても、引き続き全力を挙げて取り組む所存でございます。

また、答申に併せて御要望いただいた事項につきましても、関係省庁及び関連する団体等とも連携の上、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

服部会長

それでは、大阪府最低賃金の今後の手続につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

中辻主任賃金指導官

大阪府最低賃金の今後の手続について御説明申し上げます。

本日8月4日付で審議会の答申の要旨及び異議の申出についての公示をいたします。

異議申出の締切日は8月19日金曜日となり、異議申出がございますと、8月23日火曜日に開催予定の第350回総会におきまして、異議申出について諮問し、御審議をお願いすることになります。

事務局からの説明は以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問ございませんでしょうか。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは最後に、議事(3)のその他、に入ります。事務局から何かございますでしょうか。

(な し)

服部会長

それでは、最後に改めてでございますが、労働者を代表する委員、何かございますでしょうか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

使用者を代表する委員、よろしいですか。

(な し)

服部会長

事務局はよろしいですか。

(な し)

服部会長

以上で、本日の審議は全て終了いたしました。

次回の総会は、先ほど御説明がございましたように、異議申出がございましたら8月23日火曜日午前10時30分より開催することといたします。

各委員の皆様方におかれましては、大変暑い中、お疲れ様でございました。

それでは、これもちまして本日は閉会といたします。ありがとうございました。

(閉会 14時40分)